

宮崎県北部広域行政事務組合の特別職職員の報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例

(昭和53年2月28日制定)

(改正 平成11年3月2日条例第1号)

(趣 旨)

第1条 この条例は、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の特別職職員に支給すべき報酬並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 議会議員が組合議会に出席したとき、及び組合議員のうちから選任された監査委員が組合の監査の事務に従事したときは、報酬として出席日当を支給するものとし、その額は別表に定めるところによる。

(旅費及び費用弁償)

第3条 議会議員及び監査委員が公務のため旅行したときは、延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和59年延岡市条例第23号）の例により、費用弁償として旅費を支給する。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日改正）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月21日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月2日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

別 表

職	報 酬 額
議 会 議 長	7,100円
議 会 副 議 長	6,600円
議 会 議 員	6,300円
監 査 委 員	6,300円